

3. 災害復旧工事とは

対象外
【令4条二】

工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの

補足

- ・被災後に着陸帯を保護するための緑化に、多額の工事費を要する場合等が該当

対象外
【令4条三】

維持工事とみるべきもの

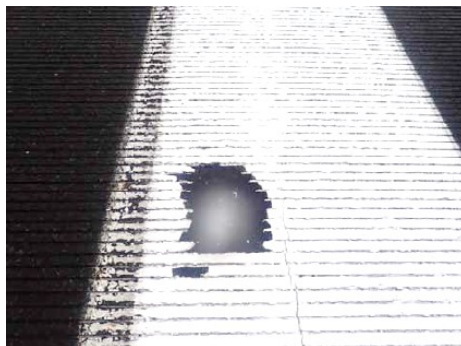
補足

- ・簡易な舗装面清掃や排水溝清掃、極小規模な舗装補修、バーブドワイヤーの結束等が該当

台風による集水桝詰り



落雷による舗装補修



台風によるバーブドワイヤー破断



- ・直ちに増破する恐れがなく、かつ、他に被害を及ぼす恐れがないものが該当

3. 災害復旧工事とは

対象外 【令4条四】

明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

補足

- ・いわゆる設計ミスや施工不良に基因した被害が該当

対象外 【令4条五】

甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

補足

- ・各空港の維持管理・更新計画書に定めた点検、経常維持、修繕等が行われていない場合が該当（航空法第47条に基づく定期検査において不適切事項とされる可能性あり）
- ・維持管理点検記録簿(内容、回数)、点検で発見された劣化箇所の修繕状況(位置、写真)により確認 ※次ページ参考

～MEMO～

- ・空港の維持管理は、空港機能の供用性、航空機の運航に対する安定性等を確保することが目的とされている。【空港内の施設の維持管理指針 平成26年4月航空局】
- ・各空港において、上記指針に基づき「維持管理・更新計画書」を策定し、空港の特性等を踏まえた空港施設の点検、経常維持、修繕及び緊急対応等を実施することとされている。

3. 災害復旧工事とは

補足

- 「甚だしく維持管理の義務を怠ったか否か」の判断事例

(事例) 令和元年10月の台風により歩道ルーフ（空港ビル中央横断歩道No.3～5）が倒壊

〇〇維持管理点検記録簿（例）

点検年月日	点検時間	点検施設	点検種別	天候	点検者
令和1年5月9日	08:30 ~ 15:00	歩道ルーフ	巡回点検Ⅱ	曇り	航空 太郎

CASE 1 :

整理番号	施設名	異常箇所			点検時の措置	備考(所見)
		位置	形態	規模		
	歩道ルーフ	空港ビル中央 横断歩道No.3	支柱根本のサビ	腐食著しく支柱径 の8割が欠損	経過観察	転倒可能性あり 速やかな補強が必要
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 旅客や車両が多く通行する場所で構造的に危険な状態を把握しておきながら、適切な処置を取っていないため、採択されない。 </div>						

CASE 2 :

整理番号	施設名	異常箇所			点検時の措置	備考(所見)
		位置	形態	規模		
	歩道ルーフ	空港ビル中央 横断歩道No.3	支柱根本のサビ	腐食著しく支柱径 の8割が欠損	ガードによる接近防止措置	R1.5.10緊急補修（Co根巻）
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> 更新予算が無くても緊急補修等で適切に対応されており、採択される。 </div>						

3. 災害復旧工事とは

補足

- 「維持管理・更新計画書」の法令上の位置付け

- 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）

（空港等又は航空保安施設の管理）

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

（後略）

（空港保安管理規程）

第四十七条の二 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第百四十八条第四号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項
- 二 空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項
- 三 空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

（後略）

3. 災害復旧工事とは

補足

・航空法施行規則（昭和27年7月31日運輸省令第56号）

（保安上の基準）

第九十二条 法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の保安上の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 空港等を第七十九条の基準（第一項第二号に掲げるものを除く。）に適合するように維持すること。

二 点検、清掃等により、空港等の設備の機能を確保すること。

（後略）

（空港保安管理規程の内容）

第九十二条の四 法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める空港保安管理規程の内容は、次の表の上欄に掲げる事項ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（中略）

空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項	（前略） 四 第九十二条各号の基準に従つて管理するための具体的方法（前三号に含まれるものを除く。） （後略）
--------------------------	--



各空港の維持管理・更新計画書

対象外
【令4条六】

法第六条第一項若しくは第八条第一項に規定する工事又は同条第四項の規定による国の補助に係る工事の施行中に生じた災害に係るもの

補足

・空港整備補助事業の工事施行中に生じた災害に係るものが該当

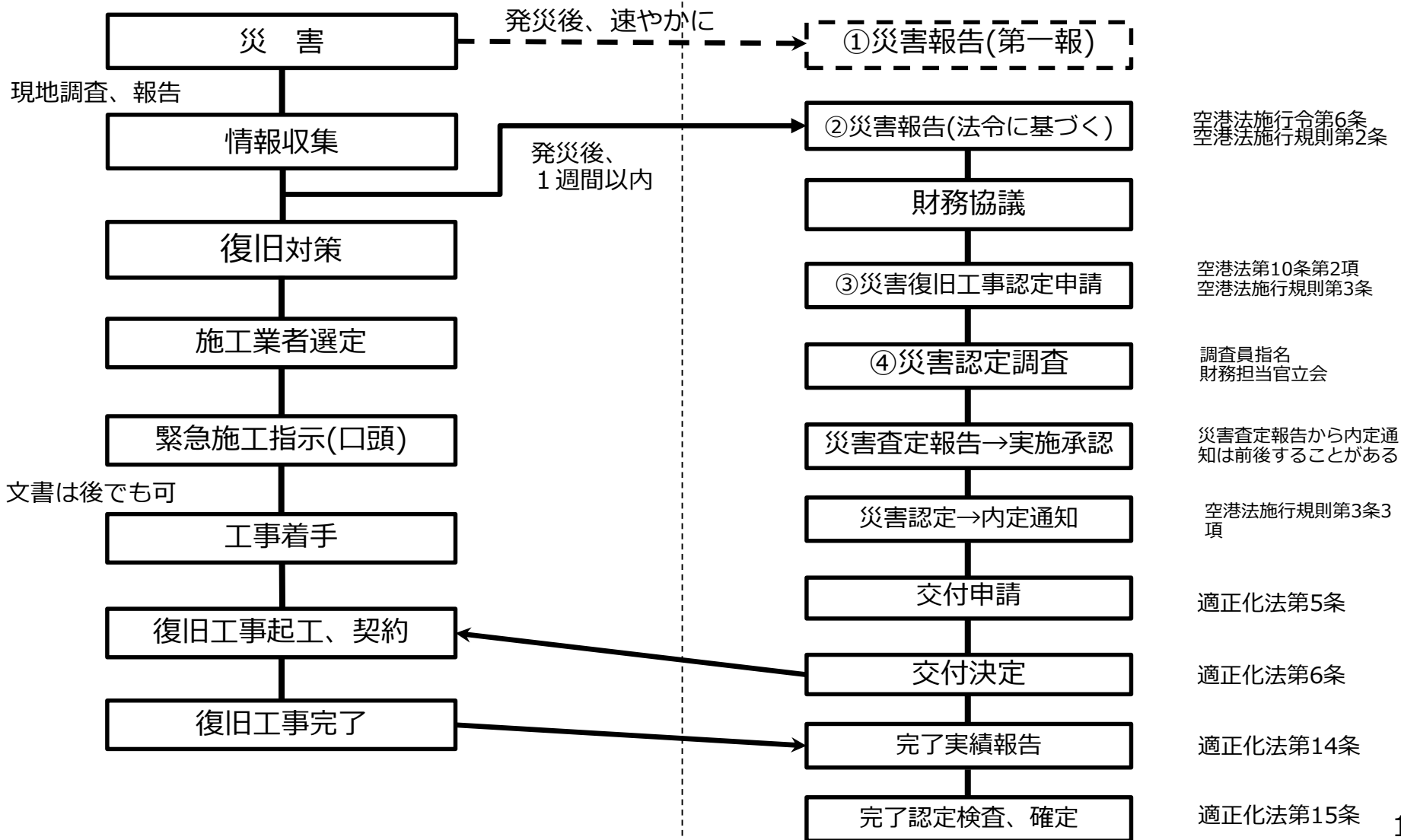
4. 空港施設災害復旧事業の手順

災害復旧事業において補助金を希望する場合のフロー

※「航空局における危機管理処理要領」に基づく危機管理対応ではありません。

地方公共団体（空港管理者）

国



4. 空港施設災害復旧事業の手順

災害復旧事業において補助金を希望する場合の災害報告であり、「航空局における危機管理処理要領」に基づく災害報告は危機管理処理要領に基づき対応してください。

①災害報告（第一報）

発災後、出来るだけ速やかに

- 先ずは、電話及びメールにて、航空局空港計画課へ被災状況を第一報下さい。
(必要に応じて、適宜、最新情報を報告)
- ②以降の手続き（財務省調整を含む）を円滑に進めるため、空港施設の被災状況（災害原因、災害日時、被災状況、被災施設、運航状況、応急復旧概算費用、被災施設位置図、被災状況写真等）や応急措置の状況について、可能なものから速やかに報告して下さい。

②災害報告（法令に基づく）

発災後、1週間以内

- 航空局に対して「空港災害報告書」を提出
- 報告内容は、災害状況（施設名、数量、概算金額）、災害原因（風速、雨量等）

・第一号様式（第2条関係）

番 号 _____ 年 月 日 _____ 空港管理者名 _____
 国土交通大臣あて _____
 空 港 災 害 報 告 書

_____ 空港において _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 までの _____ により下記のとおり災害が発生したから、空港法施行令第6条の規定により報告します。

記 (金額の単位 千円)

施 設 名	前回までの報告分				今回の報告分				合 計	
	自 月 日 自 月 日		自 月 日 自 月 日		自 月 日 自 月 日		自 月 日 自 月 日			
	の 災 害	の 災 害	の 災 害	の 災 害	の 災 害	の 災 害	の 災 害	の 災 害		
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
滑走路 誘導灯 照明 空										
路 沿 道 の 設 施										
小 計										
水 道 設 施										
排 水 設 施										
駐 車 場										